

○ 第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額との調整について（昭和 41 年 12 月 26 日 消基発第 9408 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分（別表の図を除く））

改正後	改正前
<p>一 別紙の方法による調整は、昭和 41 年 12 月 1 日以後に発生した事故による死亡若しくは負傷又は昭和 41 年 12 月 1 日以後にその発生が確定した疾病による死亡若しくは障害若しくはその発生が確定した疾病に係る損害補償について適用する。ただし、改正後の休業補償、障害補償及び遺族補償の調整は、<u>平成 28 年 4 月 1 日以後</u>に発生した事故について適用する。</p> <p>三 損害補償の原因である災害が道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を除く。）又は同条第 3 項に規定する原動機付自転車（以下これらを「自動車」と総称する。）の運行によつて生じた場合においては、当該自動車について自動車損害賠償責任保険の契約（原動機付自転車にあつては、昭和 41 年 8 月 1 日以後適用）を締結していた保険会社又は当該自動車について自動車損害賠償責任共済の契約（昭和 41 年 8 月 1 日以後適用）を締結していた協同組合（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号。以下「自賠法」という。）第 6 条第 2 項各号に掲げる協同組合をいう。以下同じ。）に対する自賠法第 15 条（<u>同法第 23 条の 3</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく保険金若しくは共済金又は同法第 16 条（<u>同法第 23 条の 3</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく損害賠償額の請求を先行させること。（注）</p> <p>注四 保険金若しくは共済金又は損害賠償額の支払いの請求は、原則としては、傷病の治ゆ（即ち全損害額の確定）後一括して行うこと。ただし、長期の療養を要するもので止むを得ず療養の継続中（即ち一部の損害額の確定）に請求をする場合は、支払請求書の余白の部分に「当該請求は何年何月何日までの損害額であり、今後逐次請求を継続する。」旨必ず明記すること。</p> <p>なお、傷病の治ゆするまでの損害額が、自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 2 条に規定する限度額（以下「法定限度額」という。）</p>	<p>一 別紙の方法による調整は、昭和 41 年 12 月 1 日以後に発生した事故による死亡若しくは負傷又は昭和 41 年 12 月 1 日以後にその発生が確定した疾病による死亡若しくは障害若しくはその発生が確定した疾病に係る損害補償について適用する。ただし、改正後の休業補償、障害補償及び遺族補償の調整は、<u>平成 14 年 4 月 1 日以降</u>に発生した事故について適用する。</p> <p>三 損害補償の原因である災害が道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を除く。）又は同条第 3 項に規定する原動機付自転車（以下これらを「自動車」と総称する。）の運行によつて生じた場合においては、当該自動車について自動車損害賠償責任保険の契約（原動機付自転車にあつては、昭和 41 年 8 月 1 日以後適用）を締結していた保険会社又は当該自動車について自動車損害賠償責任共済の契約（昭和 41 年 8 月 1 日以後適用）を締結していた協同組合（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号。以下「自賠法」という。）第 6 条第 2 項各号に掲げる協同組合をいう。以下同じ。）に対する自賠法第 15 条（<u>同法第 23 条の 2</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく保険金若しくは共済金又は同法第 16 条（<u>同法第 23 条の 2</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく損害賠償額の請求を先行させること。（注）</p> <p>注四 保険金若しくは共済金又は損害賠償額の支払いの請求は、原則としては、傷病の治ゆ（即ち全損害額の確定）後一括して行うこと。ただし、長期の療養を要するもので止むを得ず療養の継続中（即ち一部の損害額の確定）に請求をする場合は、支払請求書の余白の部分に「当該請求は何年何月何日までの損害額であり、今後逐次請求を継続する。」旨必ず明記すること。</p> <p>なお、傷病の治ゆするまでの損害額が、自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 2 条に規定する限度額（以下「法定限度額」という。）</p>

を超えると思えられるときは、治ゆをまたず、法定限度額を確実に超えると認められる時点までの期間における損害額を請求した方が、調整上被補償者に有利になることが多いこと。

一二 保険金額若しくは共済金額又は損害賠償額の法定限度額は、参考のとおりである。

別紙

三 年金たる損害補償費（障害補償年金及び遺族補償年金）の場合について

障害補償年金又は遺族補償年金を支給すべき事由が生じた月の翌月以後に受給権者に支給されるべき年金について、当該年金に相当する損害賠償の額に相当する額に達するまでの間、その支給を停止すること。ただし、支給を停止する期間は死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日（以下これらを「事故発生日」と総称する。）以後7年とすること。

また、再発にかかる年金の支給については、事故発生日以後7年以内に支給すべき分についても損害賠償の額との調整を行わないこと。

なお、年金及び年金の支給事由消滅の後引き続き支給する一時金（前払一時金を含む。）の支給停止については、次の点に留意するほか別表を参照すること。

1 障害補償について

(一) 事故発生日以後7年以内に、障害の程度の変更により障害補償一時金を受けることとなつた者については、年金の停止期間に支給されるべきであつた年金の合計額が、損害賠償の額に相当する額に達しないときは、その差額を障害補償一時金から控除して支給すること。

(二) 事故発生日以後7年を経過した後に支給されるべき障害補償一時金（障害の程度の変更によるもの）については、損害賠償の額との調整を行わないこと。

2 遺族補償について

(二) 遺族補償一時金

参考1) を超えると認められるときは、治ゆをまたず、法定限度額を確実に超えると認められる時点までの期間における損害額を請求した方が、調整上被補償者に有利になることが多いこと。

一二 調査事務所又は協同組合の所在地は、参考2のとおりである。

(別紙)

三 年金たる損害補償費（障害補償年金及び遺族補償年金）の場合について

障害補償年金又は遺族補償年金を支給すべき事由が生じた月の翌月以後に受給権者に支給されるべき年金について、当該年金に相当する損害賠償の額に相当する額に達するまでの間、その支給を停止すること。ただし、支給を停止する期間は死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日（以下これらを「事故発生日」と総称する。）以後3年とすること。

また、再発にかかる年金の支給については、事故発生日以後3年以内に支給すべき分についても損害賠償の額との調整を行わないこと。

なお、年金及び年金の支給事由消滅の後引き続き支給する一時金（前払一時金を含む。）の支給停止については、次の点に留意するほか別表を参照すること。

1 障害補償について

(一) 事故発生日以後3年以内に、障害の程度の変更により障害補償一時金を受けることとなつた者については、年金の停止期間に支給されるべきであつた年金の合計額が、損害賠償の額に相当する額に達しないときは、その差額を障害補償一時金から控除して支給すること。

(二) 事故発生日以後3年を経過した後に支給されるべき障害補償一時金（障害の程度の変更によるもの）については、損害賠償の額との調整を行わないこと。

2 遺族補償について

(二) 遺族補償一時金

- (1) 事故発生日以後 7 年以内に、遺族補償年金の受給権者であつた者が非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号、以下「基準政令」という。)第9条の2第2号の規定による遺族補償一時金を受ける場合については、年金の停止期間に支給されるべきであつた年金の合計額が、損害賠償の額に相当する額に達しないときは、その差額を遺族補償一時金から控除して支給すること。
- (2) 事故発生日以後 7 年を経過した後に支給されるべき基準政令第9条の2第2号の規定による遺族補償一時金については、損害賠償との調整を行わないこと。

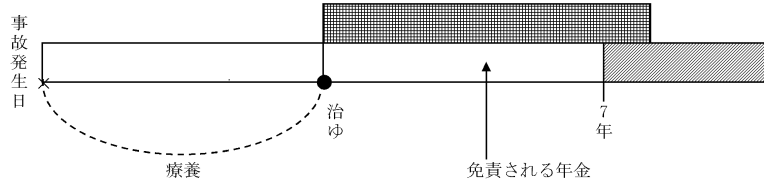
- (1) 事故発生日以後 3 年以内に、遺族補償年金の受給権者であつた者が非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号、以下「基準政令」という。)第9条の2第2号の規定による遺族補償一時金を受ける場合については、年金の停止期間に支給されるべきであつた年金の合計額が、損害賠償の額に相当する額に達しないときは、その差額を遺族補償一時金から控除して支給すること。
- (2) 事故発生日以後 3 年を経過した後に支給されるべき基準政令第9条の2第2号の規定による遺族補償一時金については、損害賠償との調整を行わないこと。

別表

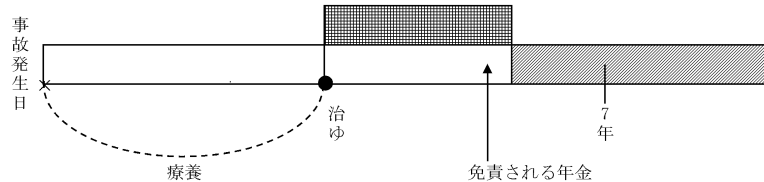
▨ →は年金の支給

▣ →は受給権者の受けた損害賠償の額

1 損害賠償の額が事故発生日以後7年経過日の属する月までの間（以下「7年間」という。）に支給すべき年金の合計額を超える場合には、7年間の年金の合計額が免責される。

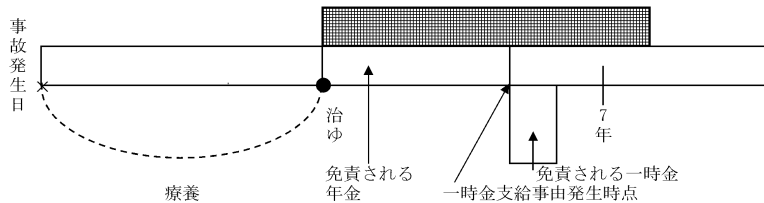


2 損害賠償の額が7年間に支給すべき年金の合計額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する年金の額が免責される。



3 事故発生日以後7年経過日までの間（以下「7年以内」という。）に等級変更による一時金を支給する場合

ア 損害賠償の額が年金の額と等級変更による一時金の額の合計額を超える場合には、その合計額が免責される。



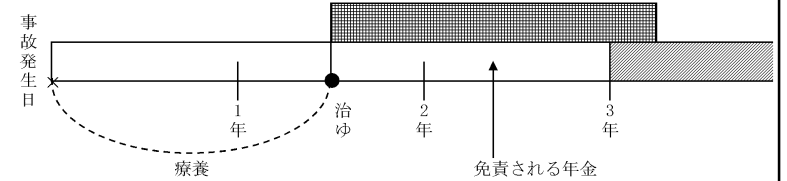
イ 損害賠償の額が、年金の額と等級変更による一時金の額の合計額に満たない場合には、年金の額と一時金の額の合計額から、損害賠償の額を控除した差額が支給される。

(別表)

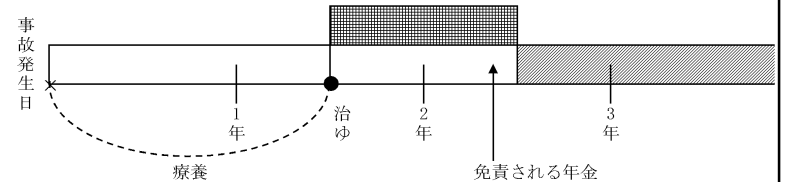
▨ →は年金の支給

▣ →は受給権者の受けた損害賠償の額

1 損害賠償の額が事故発生日以後3年経過日の属する月までの間（以下「3年間」という。）に支給すべき年金の合計額を超える場合には、3年間の年金の合計額が免責される。

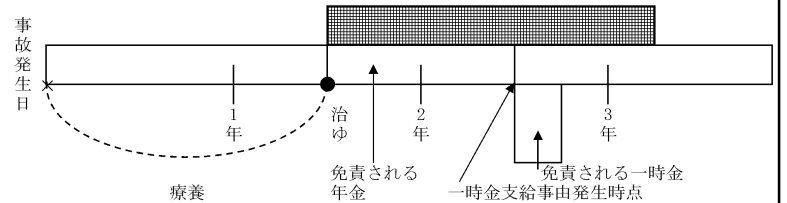


2 損害賠償の額が3年間に支給すべき年金の合計額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する年金の額が免責される。



3 事故発生日以後3年経過日までの間（以下「3年以内」という。）に等級変更による一時金を支給する場合

ア 損害賠償の額が年金の額と等級変更による一時金の額の合計額を超える場合には、その合計額が免責される。



イ 損害賠償の額が、年金の額と等級変更による一時金の額の合計額に満たない場合には、年金の額と一時金の額の合計額から、損害賠償の額を控除した差額が支給される。

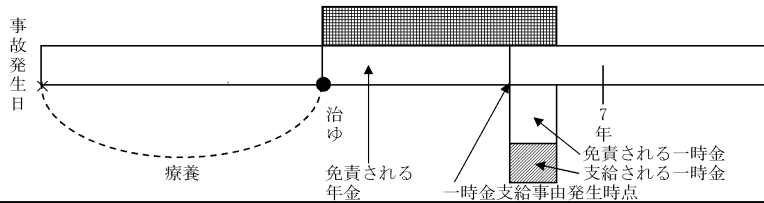
年金（基準政令第6条）

障害

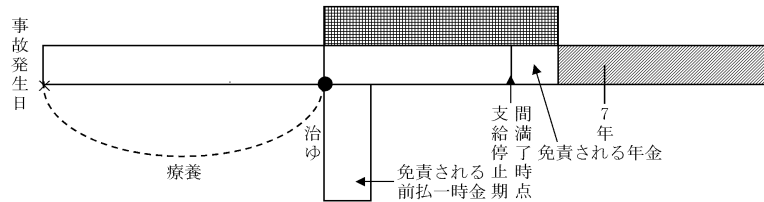
年金（基準政令第6条）

障害

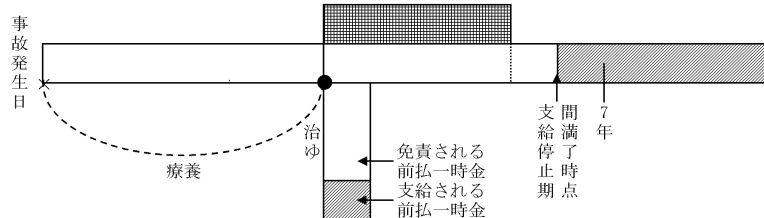
補償
年金



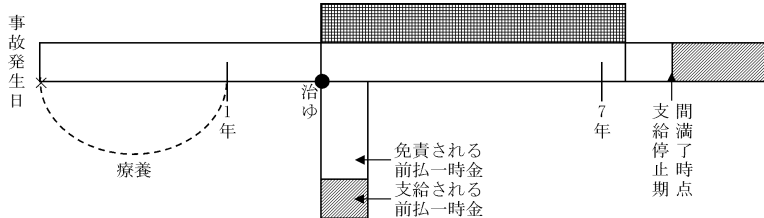
1 7年以内に基準政令附則第1条の3第5項の規定による支給停止期間（以下「支給停止期間」という。）が満了する場合
 ア 損害賠償の額が前払一時金の額を超える場合には、前払一時金の全額が免責され、なお損害賠償の額に達するまでの間、7年以内の年金についても免責される。



イ 損害賠償の額が前払一時金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する前払一時金の額が免責され、その差額が支給される。
 この場合、年金の支給停止は、免責された額を含めた前払一時金の金額に達するまでの間が支給停止期間となる。

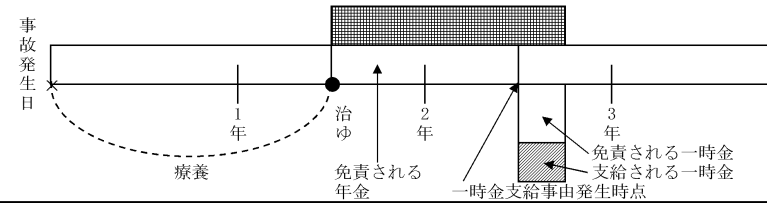


2 7年経過後に支給停止期間が満了する場合で、損害賠償の額が前払一時金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する前払一時金の額が免責され、その差額が支給される。

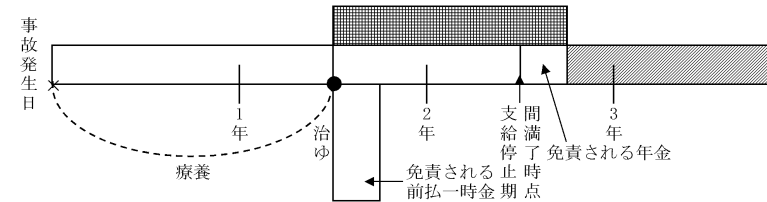


前払一時金（基準政令附則第1条の3）

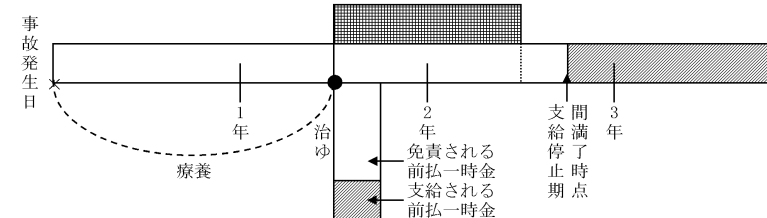
補償
年金



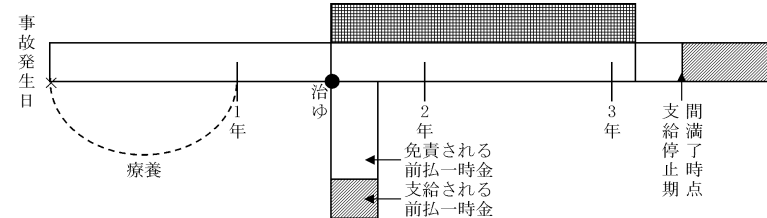
1 3年以内に基準政令附則第1条の3第5項の規定による支給停止期間（以下「支給停止期間」という。）が満了する場合
 ア 損害賠償の額が前払一時金の額を超える場合には、前払一時金の全額が免責され、なお損害賠償の額に達するまでの間、3年以内の年金についても免責される。



イ 損害賠償の額が前払一時金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する前払一時金の額が免責され、その差額が支給される。
 この場合、年金の支給停止は、免責された額を含めた前払一時金の金額に達するまでの間が支給停止期間となる。

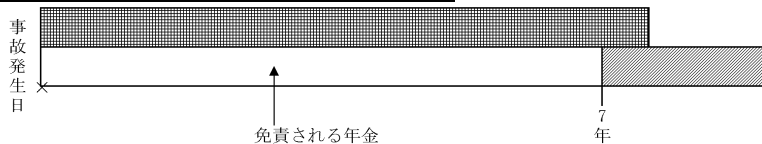


2 3年経過後に支給停止期間が満了する場合で、損害賠償の額が前払一時金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する前払一時金の額が免責され、その差額が支給される。

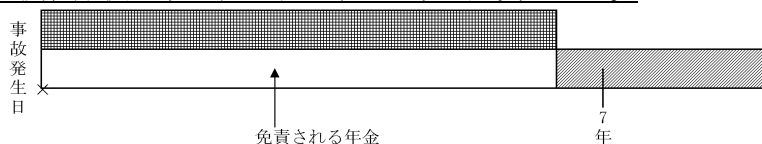


前払一時金（基準政令附則第1条の3）

1 損害賠償の額が7年間に支給すべき年金の合計額を超える場合には、7年間の年金の合計額が免責される。

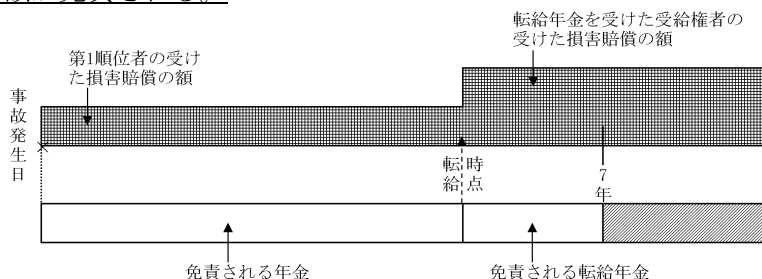


2 損害賠償の額が7年間に支給すべき年金の合計額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する年金の額が免責される。

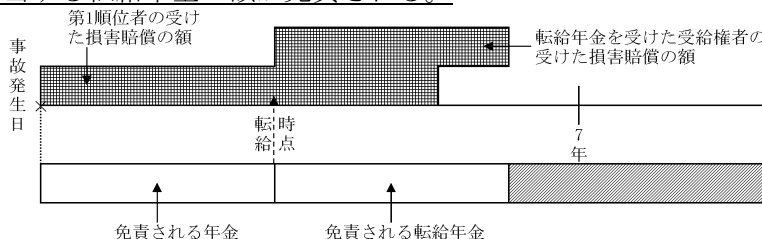


3 7年以内に転給年金（基準政令第8条の3の規定による遺族補償年金）を支給する場合

ア 転給年金の受給権者の受けた損害賠償の額が、7年間に支給すべき転給年金の合計額を超える場合には、7年間の転給年金の額が免責される。

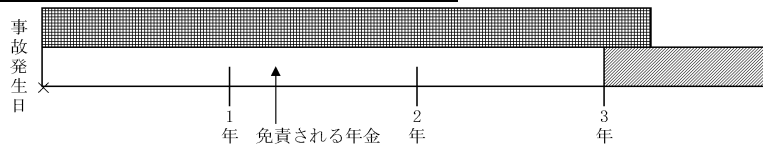


イ 転給年金の受給権者の受けた損害賠償の額が、7年間に支給すべき転給年金の合計額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する転給年金の額が免責される。

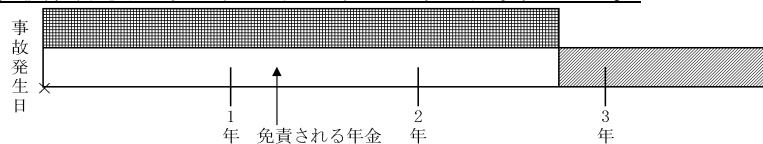


1 7年以内に基準政令附則第2条第6項の規定による支給停止期間（以下「支給停止期間」という。）が満了する場合

1 損害賠償の額が3年間に支給すべき年金の合計額を超える場合には、3年間の年金の合計額が免責される。

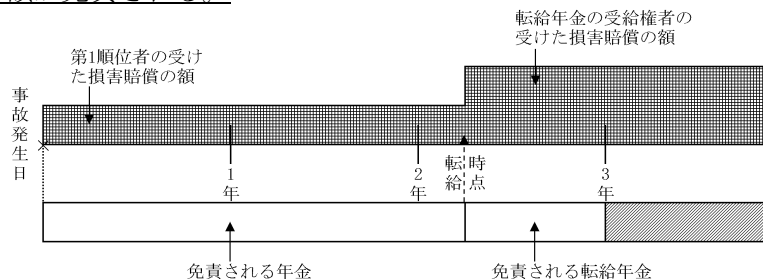


2 損害賠償の額が3年間に支給すべき年金の合計額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する年金の額が免責される。

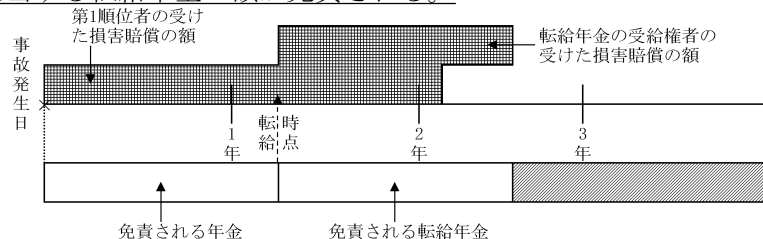


3 3年以内に転給年金（基準政令第8条の3の規定による遺族補償年金）を支給する場合

ア 転給年金の受給権者の受けた損害賠償の額が、3年間に支給すべき転給年金の合計額を超える場合には、3年間の転給年金の額が免責される。

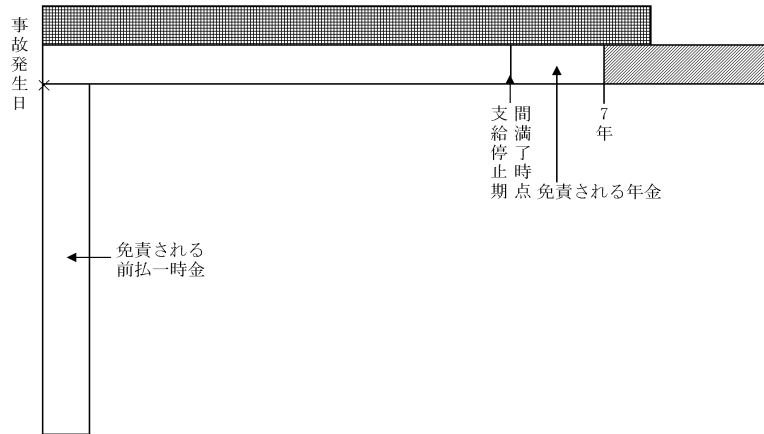


イ 転給年金の受給権者の受けた損害賠償の額が、3年間に支給すべき転給年金の合計額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する転給年金の額が免責される。



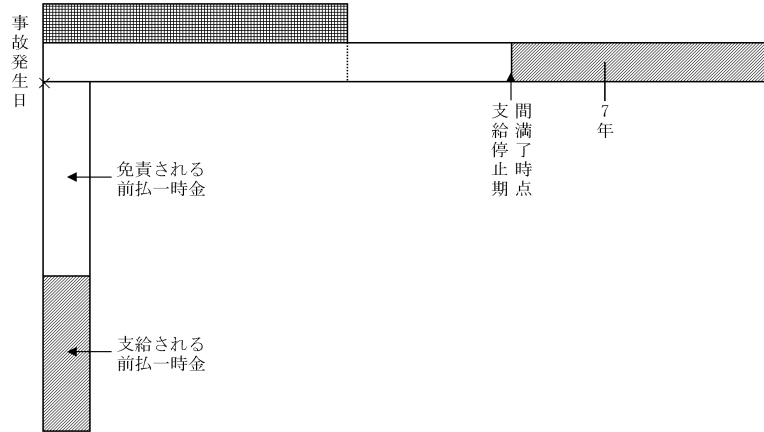
1 3年以内に基準政令附則第2条第6項の規定による支給停止期間（以下「支給停止期間」という。）が満了する場合

ア 損害賠償の額が、前払一時金の額を超える場合には、前払一時金の全額が免責され、なお損害賠償の額と免責された前払一時金との差額に相当する額の限度で、7年間に支給すべき年金の額についても免責される。



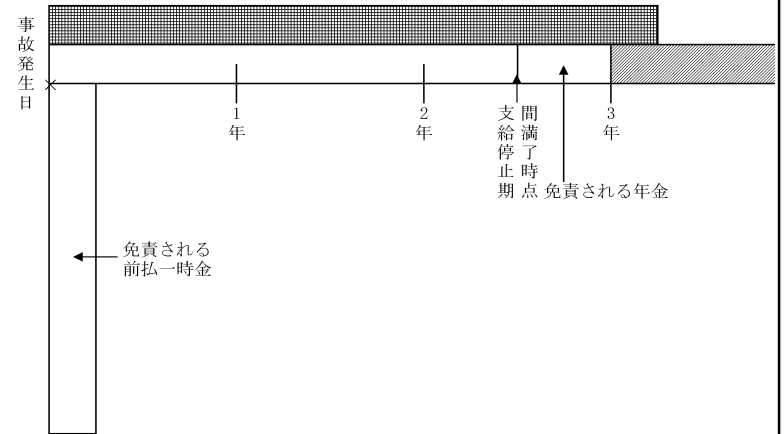
イ 損害賠償の額が前払一時金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する前払一時金の額が免責され、その差額が支給される。

この場合、年金の支給停止は、免責された額を含めた前払一時金の全額に達するまでの間が支給停止期間となる。



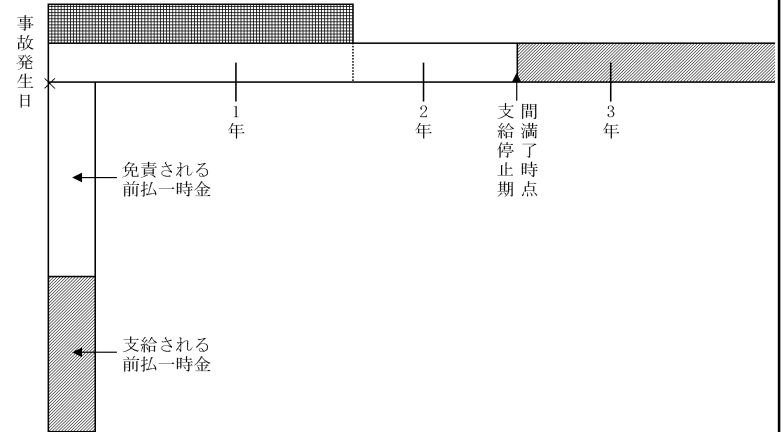
2 7年経過後に支給停止期間が満了する場合

ア 損害賠償の額が、前払一時金の額を超える場合には、前払一時金の全額が免責され、なお損害賠償の額と免責された前払一時金との差額に相当する額の限度で、3年間に支給すべき年金の額についても免責される。



イ 損害賠償の額が前払一時金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する前払一時金の額が免責され、その差額が支給される。

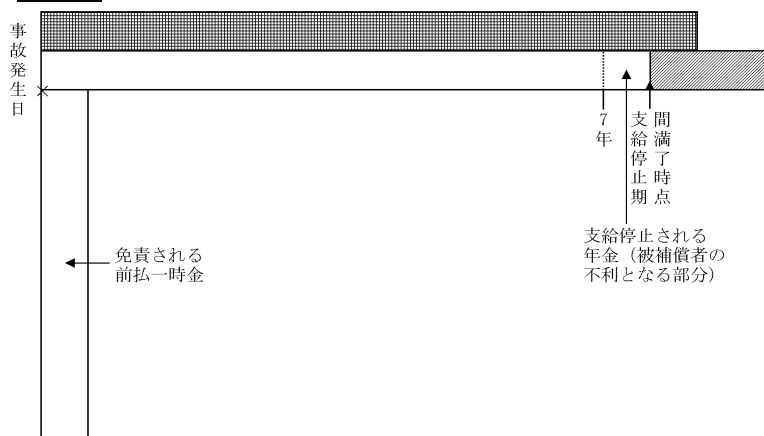
この場合、年金の支給停止は、免責された額を含めた前払一時金の全額に達するまでの間が支給停止期間となる。



2 3年経過後に支給停止期間が満了する場合

ア 損害賠償の額が、前払一時金の額を超える場合には、前払一時金の全額が免責され、前払一時金の支給停止期間の満了するまでの間年金が支給停止される。

(注) 前払一時金を希望しない場合は事故発生日以後7年を経過した日の属する月の翌月から年金が支給されるが、前払一時金を希望すると7年を経過しても年金が支給停止されることになり、7年経過後の支給停止期間分が被補償者の不利となる。

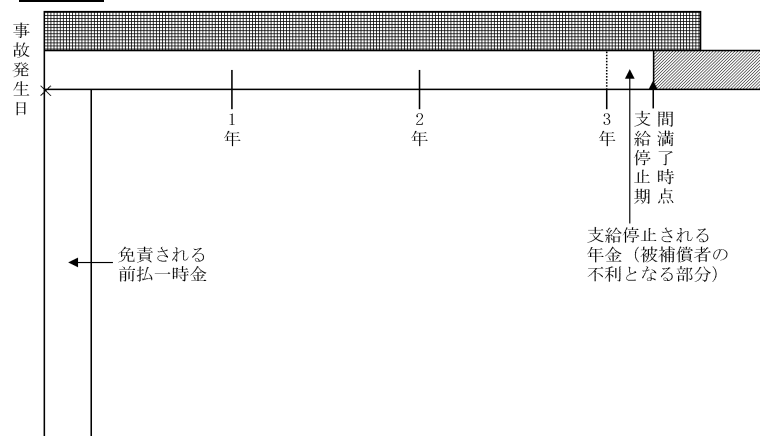


イ 損害賠償の額が前払一時金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する前払一時金の額が免責され、その差額が支給される。

この場合、年金の支給停止は、免責された額を含めた前払一時金の全額に達するまでの間が支給停止期間となる。

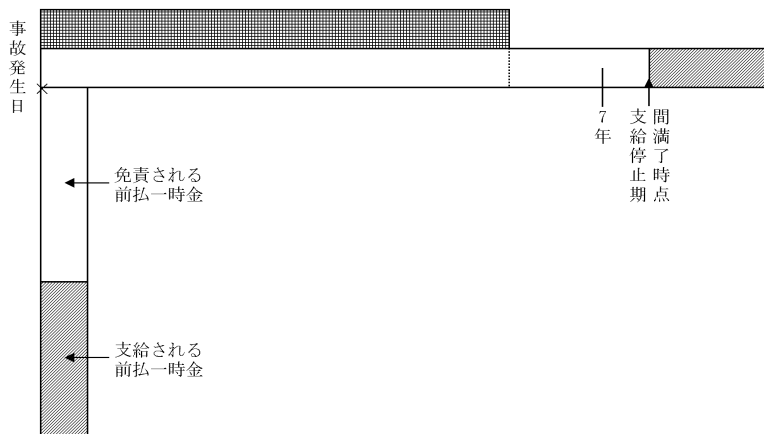
ア 損害賠償の額が、前払一時金の額を超える場合には、前払一時金の全額が免責され、前払一時金の支給停止期間の満了するまでの間年金が支給停止される。

(注) 前払一時金を希望しない場合は事故発生日以後3年を経過した日の属する月の翌月から年金が支給されるが、前払一時金を希望すると3年を経過しても年金が支給停止されることになり、3年経過後の支給停止期間分が被補償者の不利となる。



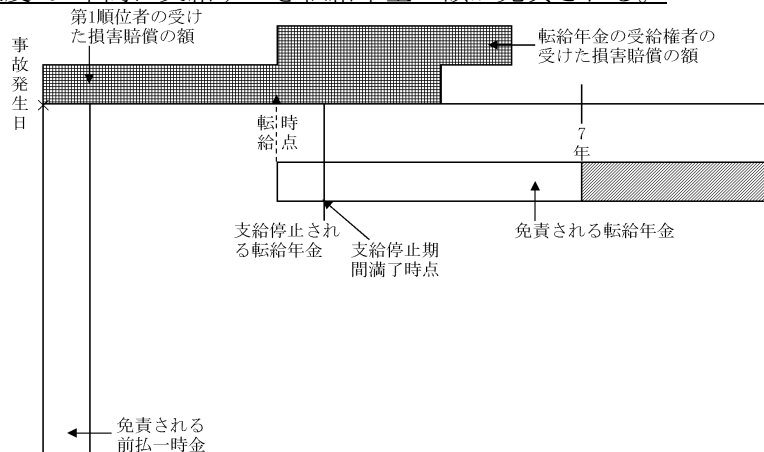
イ 損害賠償の額が前払一時金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する前払一時金の額が免責され、その差額が支給される。

この場合、年金の支給停止は、免責された額を含めた前払一時金の全額に達するまでの間が支給停止期間となる。

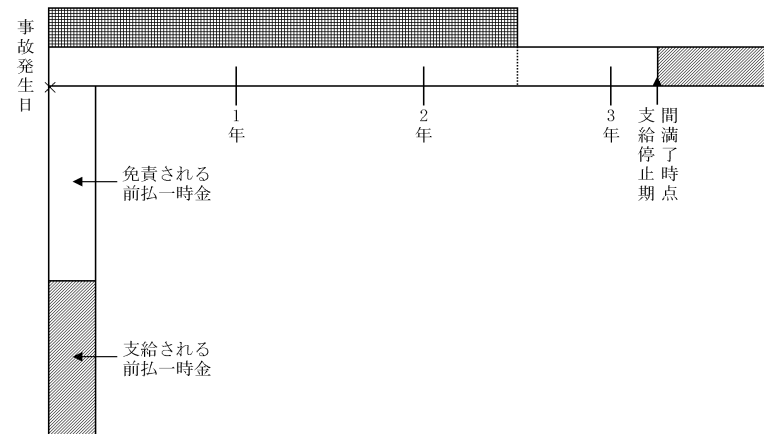


3 7年以内に支給停止期間が満了し、その日前に転給年金を支給する場合

ア 転給年金の受給権者の受けた損害賠償の額が、転給年金の受給権を取得した日から支給停止期間が満了するまでの間に支給停止しなかったものとして計算した転給年金の合計額を超える場合には、損害賠償の額と計算した額との差額に相当する額の限度で7年間に支給すべき転給年金の額が免責される。

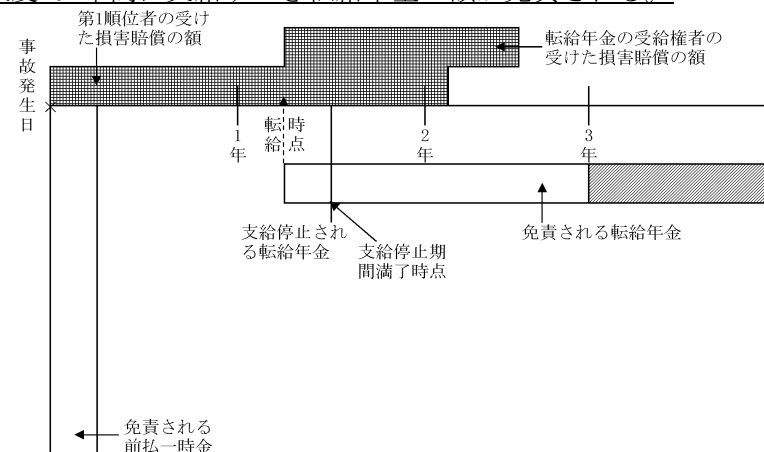


イ 転給年金の受給権者の受けた損害賠償の額が、転給年金の受給権を取得した日から支給停止期間が満了するまでの間に支給停止しなかったものとして計算した転給年金の合計額に満たない場合には、支給停止期間の満了するまでの間転給年金は支給停止される。

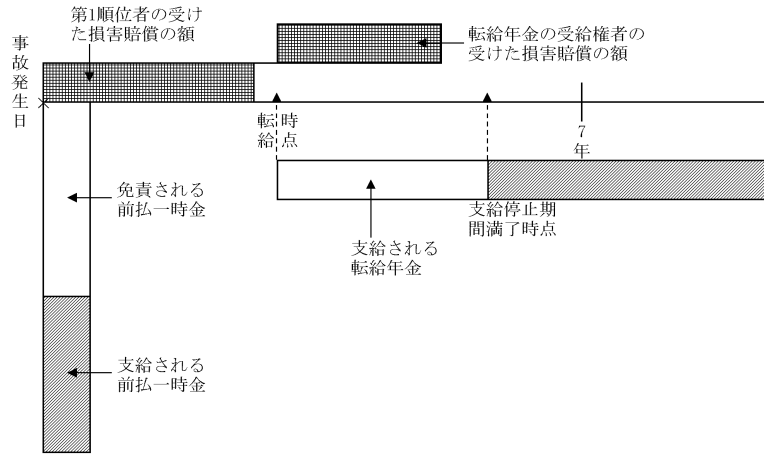


3 3年以内に支給停止期間が満了し、その日前に転給年金を支給する場合

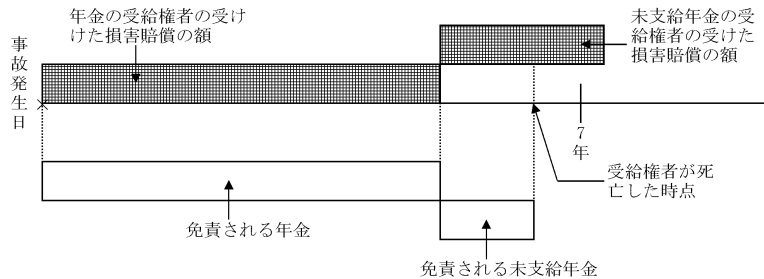
ア 転給年金の受給権者の受けた損害賠償の額が、転給年金の受給権を取得した日から支給停止期間が満了するまでの間に支給停止しなかったものとして計算した転給年金の合計額を超える場合には、損害賠償の額と計算した額との差額に相当する額の限度で3年間に支給すべき転給年金の額が免責される。



イ 転給年金の受給権者の受けた損害賠償の額が、転給年金の受給権を取得した日から支給停止期間が満了するまでの間に支給停止しなかったものとして計算した転給年金の合計額に満たない場合には、支給停止期間の満了するまでの間転給年金は支給停止される。

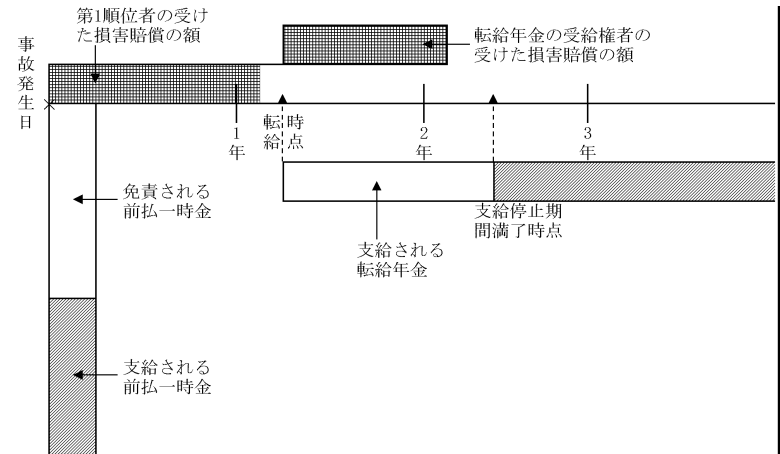


1 7年以内に死亡した年金たる損害補償の受給権が損害賠償の一部を受けなかったため、基準政令第15条の規定による受給権者又は民法の規定による相続人（以下「未支給年金の受給権者」という。）が承継した損害賠償請求権を行使して受けた損害賠償の額が、支給すべき未支給年金の額を超える場合には、未支給年金の額が免責される。

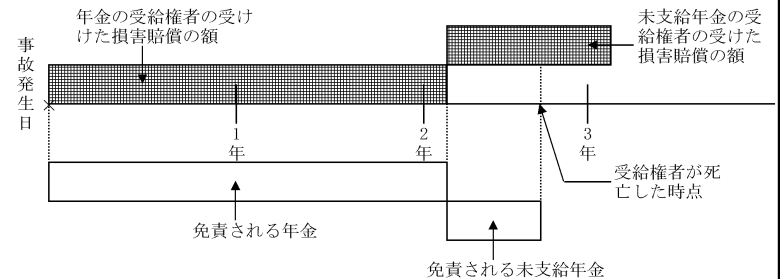


2 7年以内に死亡した年金たる損害補償の受給権者が損害賠償の一部を受けなかったため未支給年金の受給権者が継承した損害賠償請求権を行使して受けた損害賠償の額が、支給すべき未支給年金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する未支給年金の額が免責され、その差額が支給される。

未
支
給
年
金

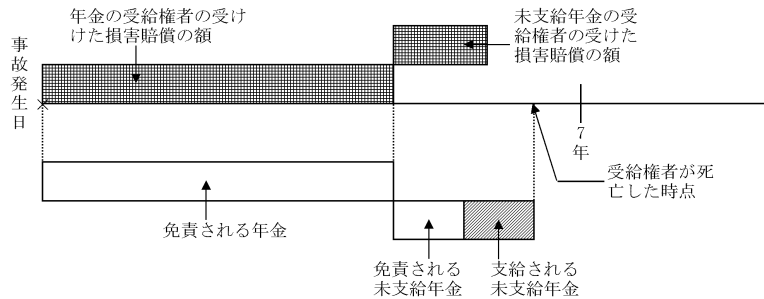


1 3年以内に死亡した年金たる損害補償の受給権が損害賠償の一部を受けなかったため、基準政令第15条の規定による受給権者又は民法の規定による相続人（以下「未支給年金の受給権者」という。）が承継した損害賠償請求権を行使して受けた損害賠償の額が、支給すべき未支給年金の額を超える場合には、未支給年金の額が免責される。



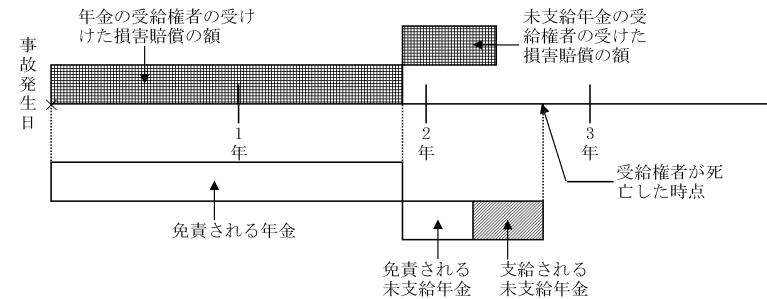
2 3年以内に死亡した年金たる損害補償の受給権者が損害賠償の一部を受けなかったため未支給年金の受給権者が継承した損害賠償請求権を行使して受けた損害賠償の額が、支給すべき未支給年金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する未支給年金の額が免責され、その差額が支給される。

未
支
給
年
金



再発 支給停止しないこと。

(注) 「損害賠償の額」とは、同一の事由について、受給権者が第三者から損害賠償の額を受けた場合又は自動車損害賠償保障法の規定による保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額を受けた場合において、市町村又は水害予防組合が補償すべき損害補償との調整の対象となる額をいう。



再発 支給停止しないこと。

(注) 「損害賠償の額」とは、同一の事由について、受給権者が第三者から損害賠償の額を受けた場合又は自動車損害賠償保障法の規定による保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額を受けた場合において、市町村又は水害予防組合が補償すべき損害補償との調整の対象となる額をいう。

様式第2号

日額	円×	
	認定補	旦
	償日数	

参考 (略)

様式第2号

日額	3,400円×	
	認定補	旦
	償日数	

(参考1) (略)

(参考2) (略)